

文化財等移設業務委託仕様書

浪江町教育委員会

1. 業務名

文化財等移設業務委託

2. 目的

本仕様書は、浪江町の文化財収蔵庫竣工に伴い実施する、福島県立浪江高等学校（休校中）体育館に収蔵している文化財等（考古資料・民俗資料・文書資料・美術品類・仏像・その他）の移設業務委託契約書及び設計資料に内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適切な履行の確保を図ることを目的とする。

3. 資格基準等

今回の文化財等移設業務では、移設対象物となる文化財等は量的に膨大であり、脆弱で破損が危惧される考古資料及び大型の農具・民具類を含む民俗資料等が多く存在する。また、この移設作業では包括的な移設計画を策定することで効率的な配架作業や今後の資料活用を考慮した収蔵を行う必要がある。このことから下記の要件を満たしている者とする。

(1) 要件

- ①福島県内に本社・本店、支店又は営業所を有する者。
- ②一般貨物自動車運送事業（国土交通省及び地方運輸局長）の許可を受けた者。
- ③公告日から過去5年以内に福島県内において、本業務と同種・同規模の文化財及び美術品等移設業務を元請として履行した実績を有する者
- ④今回の文化財等移設業務に際して、2件以上の文化財及び美術品等移設業務経験を持つ美術品梱包輸送技能取得士の有資格者を配置できる者。

4. 履行場所

双葉郡浪江町大字酒田及び小野田 地内

(1) 現況保管場所

名称：福島県立浪江高等学校（休校中）体育館

住所：福島県双葉郡浪江町大字酒田字東二丁目9番1

(2) 移設場所

名称：文化財収蔵庫

住所：福島県双葉郡浪江町大字小野田字下原22

5. 履行期間

契約日から令和6年2月29日までとし、移設作業はこのうちの4日間とする。

6. 移設対象物（数量は概数）

- (1) 考古資料（出土遺物・土壌サンプル等）
 - ・コンテナ（0.39m×0.59m×0.15m）：430点
 - ・コンテナ（0.44m×0.60m×0.15m）：760点
 - ・コンテナ（0.44m×0.60m×0.30m）：52点
 - ・ダンボール（大型 0.53m×0.56m×0.45m）：2点
 - ・カゴ（0.30m×0.41m×0.20m）：16点
 - ・カゴ（0.30m×0.41m×0.08m）：4点
 - ・木箱（0.45m×0.76m×0.13m）：17点
 - ・木箱（0.67m×0.68m×0.34～0.50m）：4点
 - ・土嚢袋：約40袋
- (2) 民俗資料（農具・民具・武具等）
 - ・大型品（最大長1.00m以上）：58点
 - ・小～中型（最大長1.00m未満）：110点
- (3) 文書資料（古文書・関係書類等）・書籍類（発掘調査報告書等）
 - ・コンテナ（0.39m×0.59m×0.15m）：174点
 - ・コンテナ（0.44m×0.60m×0.15m）：192点
 - ・コンテナ（0.44m×0.60m×0.30m）：28点
 - ・ダンボール（小型 0.23～0.29m×0.22～0.45m×0.13～0.39m）：145点
 - ・ダンボール（中型 0.30～0.39m×0.32～0.55m×0.21～0.65m）：72点
 - ・ダンボール（大型 0.42～0.53m×0.48～0.56m×0.26～0.45m）：4点
 - ・文書箱（0.34m×0.40m×0.30m）：103点
- (4) 美術品類（絵画・写真等）
 - ・写真パネル（0.70m×0.70m×0.10m以下）：32点
 - ・掛軸（0.70m×0.60m×0.36m程度）：2包
- (5) 仏像
 - ・地蔵：2点（うち1点は铸铁地蔵 最大長1.27m 重量100kg）
- (6) その他（調査機材・委託者が指定する物品等）

7. 業務内容

現況保管場所に収蔵されている上記の移設対象物を以下のとおりに移設場所へ移設するものとする。

(1) 現況保管状況調査及び移設対象物一覧作成

受託者は現在の保管状況を確認し、移設対象物一覧を作成する。また、移設作業実施以前に委託者の承諾を得るものとする。

(2) 収納配架計画策定

作成した移設対象物一覧に基づき、移設先である収蔵庫内の収納・配置及び配架方法について委託者と協議・調整を行い、詳細な収納配架計画表を作成する。また、移設作業実施以前に委託者の承諾を得るものとする。

(3) 移設対象物運搬及び収納配架

①移設対象物の梱包、開梱及び収納・配架を行う。また、収納・配架に伴い、収納棚の位置調整（収納棚の棚位置変更）を含むものとする。

②考古資料及び民俗資料・美術品類・仏像等の取り扱いについては、梱包、輸送に関する知識及び十分な経験を有している者を配置し、作業に従事するものとする。

③考古資料及び民俗資料・美術品類・仏像等の梱包については、適切な梱包材を使用するものとする。

④移設作業工程及び管理は受託者が計画し、委託者と協議のうえ、決定する。

⑤梱包・養生資材（カートン・ラベル・テープ類・緩衝材等）は受託者が準備すること。

⑥運搬に用いる車両は仕様書内訳書に基づき、移設対象物等の状況を考慮したものとする。

⑦移転作業従事者は事前に名簿を委託者に提出する。移転作業時は専用統一作業着及び名札を着用し、当該作業員が本業務従事者であることを明確にする。

⑧移設作業は実働4日間とする。

6. 成果品

(1) 移設作業計画書

(2) 移設対象物一覧

(3) 移設作業工程表

(4) 業務完了報告書（工程毎の写真を添付したもの）

(5) 委託者の求めに応じて作成した資料等

7. 業務管理等

7-1 書面主義

(1) この契約に係り、契約書及び本仕様書が定める指示・請求・通知・報告・申出・承諾・質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

(2) 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合においては、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(3) 委託者及び受託者は、この契約に係り、契約書及び本仕様書が定める規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

7-2 安全管理等

- (1) 受託者は、移設作業中における安全確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じなければならない。車両の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- (2) 受託者は、常に移設作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 受託者は、災害・事故発生時においては、第三者並びに作業従事者等の人命の安全確保をすべてに優先させなければならない。また、発生後直ちに委託者並びに関係機関に通報して、迅速かつ適切に事後処理に当たり、必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならないが、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 受託者は、災害・事故が発生した場合は、経過や措置の内容等を「工事災害通知書」あるいは「工事事故報告書」として速やかに委託者に提出しなければならない。

8. 再委託について

- (1) 受託者は契約に係る事務又は業務の全部を一括して受託者の子会社（会社法第2条第3号）を含む第三者に委託することはできない。
- (2) 本委託業務における大部分又は主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）は、再委託することはできない。
- (3) 本委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を浪江町教育委員会事務局生涯学習課に申請し、承認を受けること。
- (4) 受託者が再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うものとする。

9. その他

- (1) 受託者は、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど環境への負荷の低減に努めなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が密に連絡をとり、協議のうえで実施することとする。